| | | |

			係るもの (b) 中部総合事務所の管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管区域に係るもの					○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長				係るもの (b) 中部総合事務所の管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管区域に係るもの							○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長			
			15 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの	○ ○	○									15 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が1億円未満の工事に係るもの a 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの b a以外のもの (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の管区域に係るもの (b) 中部	○ ○	○	○ ○				○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長	

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

			るもの b　中部総合事務所の所管区域に係るもの c　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ　設備工事に係るもの (イ)　工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ)　工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a　営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの b　a以外のもの (a)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (b)　中部総合事務所の所管区域に係るもの (c)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの			○ ○ ○ ○ ○ ○					○ ○ ○ ○ ○ ○	中部総合事務所長 西部総合事務所長 東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長																		
			20　同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係	○												20　同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係	○										

			るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの b a以外のもの (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (b) 中部	○													るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの	○		○						
					○						○	東部総合事務所長																			
											○	中部総合事務所長																			
											○	西部総合事務所長																			
						○																									
						○																									
						○																									
											○	東部総合事務所長																			
											○	中部総合事務所長																			

| | | |

			(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの b a以外のもの (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの		○				○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長																
			23 同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認 (一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの (2) 中部総合事務所に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの			○				○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所 西部総合事務所									23 同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認 (一) 営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの (2) 中部総合事務所に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの			○				○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所 西部総合事務所	
			24 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係	○									24 同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係	○										

| | | |

| | | |

			の工事に係るもの (ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの b a以外のもの (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの		○				○ ○ ○	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長																			
			26 同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの	○ ○	 ○										26 同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの	○ ○	 ○ ○								

			a　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの						○	東部総合事務所長													
			b　中部総合事務所の所管区域に係るもの						○	中部総合事務所長													
			c　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○	西部総合事務所長													
			ロ　設備工事に係るもの																				
			(イ)　工事費が6,000万円以上の工事に係るもの		○																		
			(ロ)　工事費が6,000万円未満の工事に係るもの																				
			a　営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの		○																		
			b　a以外のもの																				
			(a)　東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの						○	東部総合事務所長													
			(b)　中部総合事務所の所管区域に係るもの						○	中部総合事務所長													
			(c)　西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						○	西部総合事務所長													

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

		務所の所管区域に係るもの								
職員課	一 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	1～3 略								
		4 同法第26条の2第1項の規定による職員の修学部分休業の承認 (一) 次長等（次長若しくは課長又はこれらに相当する職の職員をいう。以下職員課の項において同じ。）及び地方機関の長に係るもの (二) 部長等（部長又はこれに相当する職の職員をいう。以下職員課の項において同じ。）及び次長等以外の職員（地方機関の長を除く。）に係るもの					○ ○			
		5 略								
		6 同法第28条第1項又は第2項の規定による職員の分限（心身の故障による休職を除く。）又は同法第29条第1項から第3項までの規定による職員の懲戒に係る処分	○							
		7 職員団体の業務に専ら従事する職員に係る事務のうち次に掲げるもの (一) 専従休暇の承認 (二) 職務復帰の許可 (三) 専従休暇の取消し	○							
		8 同法第38条第1項の規定による職員の営利企業等の従事の許可 (一) 部長等及び地方機関の長（部長に相当する職の職員に限る。）に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長（部長に相当する職の職員を除く。）に係るもの (三) 部長等及び次長等以外の職員（地方機関の長を除く。）に係るもの	○	○	○					
		9 略								
	二 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	1 略								
		2 同法第252条の17第1項及び第3項の規定による職員の派遣申請及び派遣についての協議		○						
		3 略								
	三～六 略									
	七 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）に基づく知事の権	1 同規則第8条第2項の規定による昇格基準によることの承認の申請					○			
		2 略								

職員課	一 地方公務員法に基づく知事の権限に属する事務	1～3 略								
		4 同法第26条の2第1項の規定による職員の修学部分休業の承認 (一) 次長等（次長若しくは課長又はこれらに相当する職の職員をいう。以下職員課の項において同じ。）及び地方機関の長に係るもの (二) 部長等（部長又はこれに相当する職の職員をいう。以下職員課の項において同じ。）及び次長等以外の職員（地方機関の職員を除く。）に係るもの					○ ○			
		5 略								
		6 同法第38条第1項の規定による職員の営利企業等の従事の許可 (一) 部長等に係るもの (二) 次長等に係るもの (三) 部長等及び次長等以外の職員（地方機関の職員を除く。）に係るもの	○	○	○					
		7 略								
	二 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	1 略								
		2 同法第252条の17第1項及び第2項の規定による職員の派遣申請及び派遣についての協議		○						
		3 略								
	三～六 略									
	七 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）に基づく知事の権	1 略								
		2 同規則第15条第1項の規定による昇給の承認の申請					○			

	限に属する事務	3　略								
	八　職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年鳥取県条例第5号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第2条の規定による職務に専念する義務の免除の承認 (一)　次長等及び地方機関の長に係るもの（職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号から第11号までの事由に該当する場合に限る。） (二)　所属職員に係るもの（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例第2条第1号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号から第11号までの事由に該当する場合に限る。）					○ ○			
	九　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）に基づく知事の権限に属する事務	1及び2　略								
		3　同条例第7条第1項又は第3項の規定による勤務時間又は休憩時間の変更の承認の申請					○			
	十～十六　略									
	十七　地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）に基づく知事の権限に属する事務	1　労働協約の締結	○							
	十八　略									
	十九　略									
	二十　略									
自治研修所	一　その他の事務									

	限に属する事務	3　略								
	八　職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第2条の規定による職務に専念する義務の免除の承認 (一)　次長等及び地方機関の長に係るもの（職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号及び第10号の事由に該当する場合に限る。） (二)　所属職員に係るもの（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例第2条第1号並びに職務に専念する義務の特例に関する規則第2条の表第9号及び第10号の事由に該当する場合に限る。）					○ ○			
	九　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年2月鳥取県条例第35号）に基づく知事の権限に属する事務	1及び2　略								
		3　同条例第8条第1項又は第3項の規定による勤務時間又は休憩時間の変更の承認の申請					○			
	十～十六　略									
	十七　略									
	十八　略									
	十九　略									
自治研修所	一　その他の事務	1　鳥取県個人情報保護条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（自治研修所が管理している個人情報に係るものに限る。） (一)　同条例第14条の規定による個人情報の開示請求に対する決定不存在通知及び期間の延長 (二)　同条例第23条第1項及び第2項の規定による個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長（特に重要なものを除く。） (三)　同条例第29条及び第30条第1項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理（特に重要なものを					○			

		1 略								
		2 略								
福利厚生室	一～八 略									
	九 略									
行政経営推進課	一 略									
	二 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条第7項及び第10項の規定による課内室長等に専決させる事項の報告の受理						○		
		2 略								
	三 略									
略										
税務課	一 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づ	1～25 略								
		26 同法第69条の14第1項から第3項						○	東部総合事務所長	

		除く。）								
		2 鳥取県情報公開条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（自治研修所が保有している公文書に係るものに限る。） (一) 同条例第7条第1項の規定による公文書の開示請求に対する決定（特に重要なものを除く。） (1) 全部開示の決定 (2) 部分開示の決定、非開示の決定、文書不存在の決定並びに存否応答拒否の決定 (イ) 部分開示の決定及び非開示の決定のうち、知事が別に定める特定の非開示情報を非開示とするもの						○		
		3 略								
		4 略								
福利厚生室	一～八 略									
	九 鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規程第16条第1項第2号又は第4号の規定による人の健康に害を及ぼすおそれのある業務の指定又は特別健康診断の対象職員の指名			○					
		2 同規程第25条の規定による健康管理区分の決定		○						
		3 同規程第26条の規定による健康管理区分の変更		○						
		4 同規程第30条第4項の規定による健康管理区分の変更		○						
	十 略									
行政経営推進課	一 略									
	二 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条第6項の規定による課内室長に専決させる事項の報告の受理						○		
		2 略								
	三 略									
略										
税務課	一 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づ	1～25 略								

く知事の権限に属する事務	までの規定による納税義務の免除、徴収の猶予又は徴収の猶予をした期間に対応する部分に係る延滞金額の免除								
	27　同法第99条の15第1項の規定による納付義務の免除							○	東部総合事務所長
	28　略								
	29　略								
	30　略								
	31　略								
	32　略								
	33　略								
	34　略								
	35　略								
	36　略								
二及び三　略									
四　鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）に基づく知事の権限に属する事務（税務課の所掌事務に係るものに限る。）	1　同条例第4条第4項の規定による総合事務所長への指示		○						
	2及び3　略								
	4　同条例第17条に規定する徴税吏員等の証票の交付 （1）徴税吏員証の交付のうち総務部税務課に勤務する県の職員に係るもの及び検税吏員証の交付に係るもの （2）徴税吏員証の交付のうち総合事務所県税局に勤務する県の職員に係るもの			○				○	総合事務所長
	5　同条例第127条第1項第4号の規定による国民体育大会に準ずる競技会の指定					○			
	6　同条例第137条ただし書の規定による課税免除の承認（証紙徴収の方法により徴収されるものに限る。）							○	東部総合事務所長
	7　同条例第144条の規定による申告書の受理							○	東部総合事務所長
	8　同条例第171条ただし書の規定による課税免除の承認							○	東部総合事務所長
	9　同条例第178条第1項の規定による申告書若しくは同条第2項の規定による報告書又は同条例第179条の規定による申告書若しくは修正申告書の受理							○	東部総合事務所長

く知事の権限に属する事務									
	26　略								
	27　略								
	28　略								
	29　略								
	30　略								
	31　略								
	32　略								
	33　略								
	34　略								
二及び三　略									
四　鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第4条第4項の規定による県税事務所長への指示		○						
	2及び3　略								
	4　同条例第17条に規定する徴税吏員等の証票の交付			○					

		10　1から9まで以外の事務							○	総合事務所長										
	五　鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）に基づく知事の権限に属する事務	1　すべての事務							○	総合事務所長										
	六　特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成2年鳥取県条例第61号）に基づく知事の権限に属する事務	1　すべての事務							○	総合事務所長		五　特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成2年鳥取県条例第61号）に基づく知事の権限に属する事務	1　すべての事務						○	県税事務所長
	七　鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第10条の規定による地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び航空燃料譲与税の調定			○							六　鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第10条の規定による所得譲与税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び航空燃料譲与税の調定			○				
		2　同規則第26条に規定する地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による収納の事務の委託			○															
	八　略											七　略								
	九　鳥取県納税貯蓄組合規則（昭和30年鳥取県規則第30号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第9条第2項に規定する証票の交付 （1）　総務部税務課に勤務する徴税吏員に係るもの （2）　総合事務所県税局に勤務する徴税吏員に係るもの			○				○	総合事務所長										
		2　1以外の事務							○	総合事務所長										
地域自立戦略課	一～十七　略										地域自立戦略課	一～十七　略								
	十八　特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証							○	総合事務所長										
		2　同法第10条第2項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用される場合を含む。）の規定による認証の申請に係る公告							○	総合事務所長										
		3　同法第25条第3項の規定による定款の変更の認証							○	総合事務所長										
		4　同法第31条第2項の規定による特定非営利活動法人の解散の認定							○	総合事務所長										
		5　同法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証							○	総合事務所長										